

令和9年度市民活動推進事業補助金 事業提案募集

市民活動(市民が自主的に参加して自発的に行う営利を目的としない活動であって、社会貢献性を有するもの)の活性化を推進するため、自主的に行う公益的な事業に要する経費の一部を補助します。

対象団体 市内に活動拠点を有し、市内において継続的に市民活動を行っている、または新規に行う意思があると認められる5人以上で構成された団体で、組織の運営に関する規約、会則などの定めがあるもの。

対象事業 令和9年4月1日から令和10年3月31日までに実施される市民活動の事業で、原則、市内全域を対象とした公益性の高いもの。

※他の助成制度などの補助を受けていない事業に限ります。

補助金の種類及び限度額等

補助金の種類	自立促進事業	活性化事業
対象団体 (令和9年4月1日時点で)	設立後2年未満の団体	設立後1年以上の団体
補助回数	1回	同一年度で1回(合計3回まで)
限度額	10万円(上限)	補助対象経費の2分の1以内 (上限 20万円)

※補助金額については、「令和9年度あま市一般会計予算」議決後の、当該補助事業にかかる予算の範囲内となります。

※補助金の交付は、1団体につき1事業、かつ同一年度内において1回のみです。

応募期間 9月1日(火)から30日(水)までの平日 午前9時から午後4時まで

応募方法 要望書に必要書類を添えて企画政策課へ提出してください。

※事前相談を兼ねて募集要領を配布しますので、応募される方は上記期間中に必ず企画政策課にお越しください。

審査選考方法 公益性、創造性、自発性、継続性などの項目について書類審査し、必要に応じて、応募団体へのヒアリング、プレゼンテーションを実施します。選考結果は、令和9年3月下旬に通知するとともに、市公式ウェブサイト等で公表します。

問 企画政策課 ☎444・1712

平成25年8月以降に生活保護を受けていたみなさまへ

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付の手続きの お知らせ

対象世帯 平成25年8月から平成30年9月までの間に生活保護を受給したことがある全ての世帯、平成30年10月から令和8年3月までの間に生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所されていた方、障害のある方で加算が算定されていた方や、毎年12月に支給される期末一時扶助費が算定された世帯

注)現在、あま市で生活保護受給中の追加給付対象の世帯は、令和8年8月中に給付済みです。

給付手続き 過去にあま市において生活保護を受給していたことがあり、現在は受給していない、または他の自治体で受給中の世帯は、当時の世帯主から、あま市への申出(給付手続)が必要です。

申出に必要な提出書類等については、市公式ウェブサイトでご確認ください。

注)対象期間に他の自治体において生活保護を受給していたことがある場合は、当該自治体までお問い合わせください。

申出受付期限 令和9年7月31日(土)まで(郵送の場合は当日消印有効)

申出受付窓口 社会福祉課※ただし、土日祝は受付できません。

問 詳しくは、保護費の追加給付専用ダイヤル(0120・179・445)

【最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター】をご利用ください。

